

障害者総合支援法に基づく  
指定障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーション愛・家族」運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社松の花が設置するヘルパーステーション愛・家族（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護事業（以下「指定居宅介護」という）、重度訪問介護事業（以下「指定重度訪問介護」という）、同行援護事業（以下「指定同行援護」という）、通院等乗降介助（以下「指定通院等乗降介助」という）及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業「重度障害者入院時コミュニケーション支援・移動支援事業」（以下「地域生活支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定通院等乗降介助及び地域生活支援事業（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスを提供できるように努めるものとする。
  - 3 指定居宅介護等の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 前三項のほか、法及び松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年松山市条例第60号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護等の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヘルパーステーション愛・家族
- （2）所在地 松山市石風呂町1番5号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、別表のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 原則として土曜日・日曜日、年末年始を除く毎日

(2) 営業時間 原則として午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 サービスの提供にあたっては、前項に関わらず、利用者等の利用者の希望に応じて変更ができるものとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者

(2) 重度訪問介護事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者

(3) 同行援護事業 身体障害者、障害児、難病等対象者

(4) 通院等乗降介助 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者

(5) 地域生活支援事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者

(居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の<sup>せいしき</sup>清拭、洗髪

⑥ 通院介助(身体あり。本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)

⑦ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ 関係機関との連絡

⑥ 通院介助(身体なし。本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)

⑦ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助

(5) 同行援護に関する内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(6) 通院等乗降介助（通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。）

- ① 病院等に定期的に通院するとき等車両への乗車・降車の介助
- ② 乗車前・降車前の屋内外における移動の介助
- ③ 通院先での受診の手続きや移動の介助

(7) 地域生活支援事業

- ① 重度障害者入院時コミュニケーション支援  
重度障害者の入院時における病院関係者（医師・看護師等）とのコミュニケーション支援
- ② 移動支援  
ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護  
イ 排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(8) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第9条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際には、利用者等から、市町村が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、第1項及び第2項に定めた支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

- ① 事業所から、片道概ね1km～ 30円/KM
- ② 島嶼部においては、船代を徴収しない

4 事業所は、第1項及び第3項に定めた費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。

5 事業所は、前項までに定めた費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならないものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に障害福祉サービス及び施設支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担等合計額が、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者利用者負担等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に通知す

るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 松山市(島しょ部を除く)

(緊急時及び事故発生時における対応)

第 12 条 事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときには、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町村等が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を 3 か月に 1 度実施する。

4 虐待防止に関する担当者を管理者とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 継続研修 年1回

2 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村または一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できるかぎり協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

1. この規程は令和6年1月1日から施行する。
2. この規定は令和6年3月1日から施行する。
3. この規定は令和6年6月1日から施行する。
4. この規定は令和6年6月1日から施行する。

#### 別表

職 種	資格	常勤 (名)	非常勤 (名)	職 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1		管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス 提供責任者	介護福祉士	2		(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。)を記載した書面を作成し利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するとともに交付を行う。 (イ) 居宅介護計画、重度訪問計画、同行援護計画(以下、「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。 (ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
従業員	介護福祉士 等		10名 以上	居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

